

Good Living 友の会の皆さまへ  
Good Living 友の会

ビジネスJネクスト《業務災害補償保険》のご案内

保険期間 : 2020年3月30日午後4時~2021年3月30日午後4時(1年間)

申込締切日: 2020年3月6日(金)

割引  
最大約 **62%**  
適用可能!!

※割引率は募集の結果、被保険者数によって異なります。(被保険者数割引…15%(被保険者数が50社以上の場合)、リスク診断割引…最大25%、損害率による割引…40%)



● **経営事項審査の加点対象!** (2019年12月1日現在)

「売上高方式」は経営事項審査の審査項目に定める「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、15ポイントの加点評価が得られます。(「人数方式」の場合であっても加点対象となることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。)

(注) 死亡補償保険金および後遺障害補償保険金をともに補償すること等、所定の要件を満たすことが必要です。

特  
徴

● **充実した付帯サービス!**

人事・労務相談デスク

メンタルヘルスに関わる人事マネジメントや法律・税務相談などに、専門スタッフが電話でアドバイスします。  
(すべての契約に付帯されます。)

ストレスチェック支援サービス

ストレスチェック実施のためのWEB環境をご提供します。個人分析・組織分析の結果をWEB上でフィードバックします。  
(使用者賠償責任補償特約をセットした契約に付帯されます。)

Good Living 友の会

この保険は、こんなときにお役に立ちます。

「ビジネスJネクスト（業務災害補償保険）」は、貴社の業務に従事する方（以下、「従業員等」といいます。）の業務上の災害にかかわるさまざまなリスクを補償する保険です。

従業員等の  
業務中のケガ



従業員等の  
通勤中のケガ



従業員等の  
業務中の  
熱中症



企業が従業員  
等に対して  
負う賠償責任



従業員等の死亡事  
故によるブランド  
イメージの低下



従業員等へのセクシ  
ャルハラスメントに  
対する賠償責任



など

業務上の災害によって、貴社には、各種費用の支出や損害賠償リスクが発生する可能性があります。

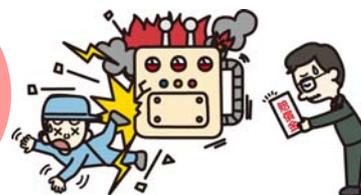
災害補償規定等に基づく  
補償金（弔慰金・見舞金）  
の支払い

費用



従業員等の業務中の事故により  
負担する従業員等への法律上の  
損害賠償責任・訴訟費用

損害賠償金



など



ビジネスJネクストは、貴社が支出する費用等をしっかり補償します！

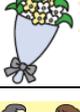
## 補償の詳細

お客様のニーズに対応した2つのプランと充実の6つのオプション補償で、業務災害等の際のお役に立ちます。補償（特約）を任意にセットできる「フリープラン」もあります。

<補償内容>

プラン	死亡・後遺障害	入院	手術	通院	労災認定身体障害	メンタルヘルス	雇用慣行賠	使用者賠
標準	1,000万円	5,000円	・入院中×10倍 ・その他×5倍	3,000円	○	100万円	1,000万円	1億円
シンプル							×	×

**基本の補償** 業務上の災害について、政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払いします（\*1）

					標準	シンプル
従業員・遺族のための補償	業務中の事故で従業員等が死亡したら…		<b>死亡補償保険金</b>	事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。	○	○
	業務中の事故で従業員等に後遺障害が残ったら…		<b>後遺障害補償保険金</b>	事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。	○	○
	業務中の事故で従業員等が入院したら…		<b>入院補償保険金</b>	事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて180日を限度に保険金をお支払いします。	○	○
	業務中の事故で従業員等が手術を受けたら…		<b>手術補償保険金</b>	事故日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。	○	○
	業務中の事故で従業員等が通院したら…		<b>通院補償保険金</b> ★実際に通院した日数が補償対象となります。	事故による身体障害のために通院した場合に、実際に通院した日数に応じて90日を限度に保険金をお支払いします。	○	○
	業務が原因で、従業員等が病気になったり自殺したりしたら…		<b>労災認定身体障害追加補償特約</b> （*1）（*2）	政府労災保険で認定された精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺などを補償の対象とします。	○	○
事業者を守るための補償	従業員等がうつ病等で休職してしまったら…		<b>メンタルヘルス対策費用特約</b> （*1）（*2）	政府労災保険で認定されたうつ病などの精神障害により休職した従業員等の、職場復帰に向けた対策等にかかった費用を補償します。	○	○
	従業員等にハラスメントなどで訴えられたら…		<b>雇用慣行賠償責任補償特約</b>	ハラスメント・不当解雇等の不当行為に起因して、従業員等より保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や、訴訟費用等を補償します。（業務に従事している間に被ったケガまたは病気に基づく損害賠償請求は、「使用者賠償責任補償特約」での補償となります。）	○	×
	従業員等やその遺族から、業務が原因のケガや病気で訴えられたら…		<b>使用者賠償責任補償特約</b> （*1）	従業員等が保険期間中、業務に従事している間に被ったケガまたは病気のために事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や、訴訟費用等を補償します。	○	×

（\*1） 保険金のお支払いは、政府労災保険の認定とは連動しないため、政府労災保険の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。ただし、「労災認定身体障害追加補償特約」、「メンタルヘルス対策費用特約」については、政府労災保険の認定を受けたものに限りません。また、「使用者賠償責任補償特約」については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

（\*2） 役員等については、政府労災保険の特別加入者である場合のみ、補償対象となります。

（注）すべてのご契約に「業務災害補償保険追加特約」および「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされます。

**オプション補償（１）** 各プランにセットすることで、お客さまのニーズに合わせた補償ができます。  
**（全プラン共通）**

従業員等の業務外の事故も補償したいときは…		<b>フルタイム補償特約</b>	業務外において発生した事故によるケガについても、保険金をお支払いします。
従業員等の治療代を補償したいときは…		<b>医療費用補償保険金支払特約</b>	医師の指示により行った治療に関する費用や病院等に支払った費用など、治療のために費用を負担した場合に医療費用補償保険金をお支払いします。
従業員等に入院時一時金を補償したいときは…		<b>入院時一時補償保険金支払特約</b>	入院補償保険金をお支払いする場合で、かつ、2日以上入院した場合に入院時一時補償保険金をお支払いします。
従業員等が退院した後をサポートしたいときは…		<b>退院時一時補償保険金支払特約</b>	入院補償保険金をお支払いする場合で、かつ、15日以上入院した後に生存している状態で退院した場合、または入院日数が365日を超えた場合に退院時一時補償保険金をお支払いします。
従業員等の長期入院をサポートしたいときは…		<b>長期療養補償保険金支払特約</b>	入院補償保険金をお支払いする場合に該当する日数が60日を超えた場合、または、120日を超えた場合に長期療養補償保険金をお支払いします。
従業員等が就業不能になったときは…		<b>休業補償保険金支払特約</b>	従業員等が身体障害により、事故日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、免責期間を超えて就業不能である期間1日につき補償期間を限度として休業補償保険金をお支払いします。

**オプション補償（２）** フリープランにセットできる主な特約

<b>天災危険補償特約</b> （注）「天災危険補償支払限度額設定特約」が自動セットされます。	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により損害が生じた場合にも、次の①～⑧の特約をセットしているときに保険金をお支払いする特約です。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約				
<b>天災危険補償支払限度額設定特約</b> （注）「天災危険補償特約」と必ずセットでお引き受けします。	天災危険補償特約で補償する保険金の支払限度額（補償対象者1名あたり、1事故・保険期間通算）を設定するための特約です。支払限度額は以下のとおり設定されます。 <table border="1" data-bbox="395 1456 1508 1541"> <tr> <td>1事故・補償対象者1名あたり</td> <td>支払保険金<sup>(*)</sup>の合計額、または5,000万円のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>1事故・保険期間通算（記名被保険者あたり）</td> <td>10億円</td> </tr> </table> （*）次の①～⑧の特約の規定により算出した支払保険金をいいます。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約	1事故・補償対象者1名あたり	支払保険金 <sup>(*)</sup> の合計額、または5,000万円のいずれか低い額	1事故・保険期間通算（記名被保険者あたり）	10億円
1事故・補償対象者1名あたり	支払保険金 <sup>(*)</sup> の合計額、または5,000万円のいずれか低い額				
1事故・保険期間通算（記名被保険者あたり）	10億円				
<b>通院補償金支払に関する特約</b>	通院しない場合でも、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等の身体障害を被った所定の部位 <sup>(*)</sup> を固定するために医師の指示によりギプス等 <sup>(**)</sup> を常時装着していた日数を、通院した日数に含める特約です。 （*）所定の部位 1. 長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等 <sup>(**)</sup> の固定具を装着した場合に限ります。 3. 肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等 <sup>(**)</sup> の固定具を装着した場合に限ります。 （**）ギプス等 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含まれません。				

## 付帯サービス

### 人事・労務相談デスク

(注1) すべての契約に付帯されるサービスです。

(注2) このサービスは、個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般的な助言の範囲内で行うものです。

貴社の人事・労務に関するお悩みに、専門スタッフがスピーディーにお答えします。  
従業員のメンタルヘルス対策や人事マネジメントに役立つツールとしてご活用ください。(電話相談無料)

#### メンタルヘルスサポート

[受付時間] 平日10:00~17:00

##### マネジメントサポート

EAPコンサルタント(\*)が人事労務部門担当者からの人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

##### リハビリテーションサポート

EAPコンサルタント(\*)が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

##### 職場復帰サポート

EAPコンサルタント(\*)が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

##### メンタルヘルスオプションサービス(有償)

その他のメンタルヘルスに関わるサポートを行います。

(\*) EAPコンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング経験を有する専門職です。

#### 法律・税務・人事労務相談

[受付時間] 平日10:00~17:00

##### 法律相談(予約制)

弁護士が、取引先や顧客とのトラブルなど、法律に関する相談にお答えします。

##### 税務相談(予約制)

税理士が、会社経営や事業継承のトラブルなど、税務に関する相談にお答えします。

##### 人事労務相談(予約制)

社会保険労務士が、雇用や労働条件など、人事労務に関する相談にお答えします。

### ストレスチェック支援サービス

(注) 使用者賠償責任補償特約をセットされた事業者さま向けのサービスです。

厚生労働省が推奨する57項目に準拠したストレスチェックをWEBで実施できるサービスです。個人分析・組織分析の結果をWEB上でフィードバックします。(無料)

本サービスは、必ず、労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの実施者(\*)」のもとでご利用いただく必要があります。

(\*) 医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士または公認心理師をいいます。

注意	人事・労務相談デスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする普通保険約款・特約をご覧ください。</li> <li>◆お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。</li> <li>◆海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。</li> </ul>
	ストレスチェック支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆通信環境、ブラウザ、セキュリティなどの環境や保険契約の条件により、本サービスをご利用いただけない場合があります。</li> <li>◆サービスの詳細はチラシ・提案書等をご覧ください。</li> </ul>
	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各サービスは、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>◆各サービスは、当社の提携サービス会社にてご提供します。</li> </ul>

## 売上高別保険料表

### <参考保険料>

#### 建築業

年間保険料例（一時払）、事業種類コード：350（建築事業（既設建築物設備工事業を除きます。））

損害率による割引：40%適用 被保険者数割引：15%適用（被保険者数が50社以上の場合）

割引率は被保険者数によって異なります。

売上高		2億円		5億円		10億円	
告知による割引		10%	20%	10%	20%	10%	20%
保 険 料	シ ン プ ル	114,990円	102,210円	200,360円	178,100円	322,860円	287,000円
	標 準	223,020円	200,420円	397,170円	357,800円	637,680円	574,250円

- ◆ 加入業者の保険契約締結時に把握可能な直近会計年度（1年間）の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」に基づいて保険料を計算いたします（決算書等の提出要）。
- ◆ 当社所定の告知事項にご回答いただく事により最大25%までのリスク診断割引が適用されます。

## ご加入手続方法

### <加入申込方法について>

- ①ヒアリングシートに必要事項をご記入いただき、売上高の分かる資料（決算書等）と一緒に代理店・扱者にご提出ください。
- ②各プランの保険料をご案内いたします。
- ③加入申込書の申込人の氏名・住所欄に記入・押印のうえ、その他必要項目をご記入ください。

## 加入者および記名被保険者

加入申込書の「記名被保険者」欄に記載された被保険者（保険契約により補償を受けられる方）をいいます。この保険の申込人および記名被保険者となれる方は、次の①および②の条件を満たす事業者の方です。

（注）一人親方など、個人事業主ご本人のみを補償対象者とする契約のお引受はできませんのでご注意ください。

- ①グッドリビング友の会を構成する事業主
- ②すべての業務の「売上高」・「完成工事高・売上高」（加入時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」）の合計が100億円以下  
（ご注意）
  - (a) 一部対象とならない業種もあります。詳細につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
  - (b) 新設法人等で、『加入時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」』が存在しない場合には、事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高・完成工事高の総額（以下、「事業計画値」といいます。）が100億円以下である場合に限りです。

保 険 期 間：2020年3月30日午後4時より 2021年3月30日午後4時までの1年間

お申込締切日：2020年3月6日（金）（加入申込書の引受保険会社到着日）

※途中で加入をご希望される場合は、毎月30日保険料着金締切で、毎月30日から補償開始となります。保険料は月割とさせていただきますので、代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

ご 提 出 先：代理店・扱者もしくはグッドリビング友の会事務局

保険料払込方法：グッドリビング友の会保険料専用口座へのお振込み

（支払期日：2020年3月6日まで）

振 込 先：三井住友銀行東京中央支店 普通8991153

Good Living 友の会（グッドリビングトモノカイ）

お払込みいただく金額は保険料に事務手数料2,200円を加えたものとなります。

例）〇〇〇〇円+2,200円=△△△△円（お払込み保険料合計）

## 「災害補償規定等の有無」とお支払いする保険金の限度額

お支払いする保険金は、災害補償規定等の有無により、以下のいずれかが限度額となります。災害補償規定等の内容をご確認いただき、ご契約ください。

- ①記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合  
加入者証に記載された支払限度額または災害補償規定等で規定された補償金の額のいずれか低い額
- ②記名被保険者が災害補償規定等を定めていない場合  
加入者証に記載された支払限度額

## 補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります（加入申込票の「補償対象者」欄に指定された方をいいます。）。ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とするお引受はできませんのでご注意ください。

【お引受できないご加入（補償対象者）の例】

・シルバー人材センターの会員 ・登録者・愛好会・クラブ等の会員 ・労働組合の組合員

上記のような保険の引受をご希望の場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### ●売上高方式

下表の区分Ⅰ～Ⅳすべての方が補償対象者となります。（区分を限定してお引き受けすることはできません。）

区分	補償対象者区分	補償対象者
Ⅰ	役員等	記名被保険者の役員等（事業主または役員をいいます。）
Ⅱ	従業員	記名被保険者の従業員（パート・アルバイトを含みます。）
Ⅲ	下請負人等	●記名被保険者が建設業者の場合：下請負人 <sup>（注1）</sup> ●記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合：傭（よう）車運転者 <sup>（注2）</sup>
Ⅳ	派遣、委託作業 者等	Ⅰ～Ⅲ以外で、専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（事務所、営業所、工場等）内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約（請負契約、委任契約、労働者派遣契約等）に基づき、記名被保険者の業務に従事する者

（注1）下請負人

建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。なお、下請負人が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

（注2）傭（よう）車運転者

貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人（数次の請負による場合は1次請負人に限ります。）および業務委託契約における受託人（数次の業務委託による場合は1次受託人に限ります。）をいいます。なお、傭（よう）車運転者が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

## ご加入にあたっての注意事項

- この保険はグッドリビング友の会が保険契約者となる団体契約です。
- ご加入できる方はグッドリビング友の会を構成する事業者に限ります。
- この保険の保険期間は1年間となります。
- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## 事故が起こった場合

- 事故が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が起こった場合は、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

損害の発生および拡大の防止または軽減

ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189** (無料)へ

- 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

## お問い合わせは

〈代理店・扱者〉グッドリビング研究所（2020年2月1日より、代理店名を「LIXIL 保険サポート」へ変更いたします）

所在地：〒136-8535 東京都江東区大島2-1-1

TEL：03-6837-1954 FAX：03-6837-1658

〈引受保険会社〉三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第一部第四課

所在地：〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1（三井住友海上駿河台新館18階）

TEL：03-3259-3090 FAX：03-3219-0807

## 他の保険契約等がある場合にお支払いする保険金の限度額

他の保険契約等（労働災害総合保険など）がある場合で、それにより支払われるべき保険金または共済金の額とこの保険契約によりお支払いすべき保険金の額の合計額が損害の額を超過する場合には、他の保険契約等から支払われる保険金または共済金の額と合わせて、損害の額を限度に、この保険契約によりお支払いすべき保険金の額をお支払いします。

## 保険金のお支払いについて

この保険では、日本国内・日本国外における保険期間中の事故が補償の対象となります。（使用者賠償責任補償特約および雇用慣行賠償責任補償特約を除きます。）ビジネスJネクストの補償内容（保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合）をご説明します。

詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金の額

### 基本の補償（１）【死亡補償保険金・後遺障害補償保険金・入院補償保険金・手術補償保険金・通院補償保険金・労災認定身体障害追加補償特約】

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額															
<b>死亡補償保険金</b> (死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約)	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害 <sup>(*)</sup> を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 (※)業務災害補償保険普通保険約款に規定する身体障害のうち、傷害および下表に掲げる死亡補償保険金支払の対象となる症状	補償対象者1名につき、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 同一の補償対象者が被った身体障害について既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額から既にお支払いした金額を差し引いた残額を限度とします。 (注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">外因の分類項目</th> <th style="width: 20%;">基本分類コード</th> <th style="width: 50%;">具体的な症状の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱および光線の作用</td> <td style="text-align: center;">T67</td> <td>熱射病、日射病</td> </tr> <tr> <td>気圧または水圧の作用</td> <td style="text-align: center;">T70</td> <td>潜函(かん)病&lt;減圧病&gt;</td> </tr> <tr> <td>低酸素環境への閉じ込め</td> <td style="text-align: center;">W81</td> <td>低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症</td> </tr> <tr> <td>高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露</td> <td style="text-align: center;">W94</td> <td>深い潜水からの浮上による潜水病</td> </tr> </tbody> </table>	外因の分類項目	基本分類コード	具体的な症状の例	熱および光線の作用	T67	熱射病、日射病	気圧または水圧の作用	T70	潜函(かん)病<減圧病>	低酸素環境への閉じ込め	W81	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露	W94	深い潜水からの浮上による潜水病	
外因の分類項目	基本分類コード	具体的な症状の例															
熱および光線の作用	T67	熱射病、日射病															
気圧または水圧の作用	T70	潜函(かん)病<減圧病>															
低酸素環境への閉じ込め	W81	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症															
高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露	W94	深い潜水からの浮上による潜水病															
	(注) 上記表中の外因の分類項目および基本分類コードは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。																
<b>後遺障害補償保険金</b> (死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約)	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	補償対象者1名につき、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額の100%~4%を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の等級を認定して、後遺障害補償保険金をお支払いします。 (注2) 同一の部位に後遺障害の程度を加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合から既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を差し引いて算出した額を支払限度額とします。 (注3) 保険期間を通じて同一の補償対象者に対してお支払いする後遺障害補償保険金は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度とします。 (注4) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。															
<b>入院補償保険金</b> (入院補償保険金・手術補償保険金支払特約)	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、入院した場合	補償対象者1名につき、【入院補償保険金支払限度日額】×【入院した日数】を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 「入院した日数」は、180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院については、「入院した日数」に含めません。 (注2) 入院中にさらに入院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、入院補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。															

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
<b>手術補償保険金</b> (入院補償保険金・手術補償保険金支払特約)	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合	補償対象者1名につき、次の算式によって算出した額を限度に保険金をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 【入院補償保険金支払限度日額】×10 ② ①以外の手術の場合 【入院補償保険金支払限度日額】×5 (注1) 同一の事故による身体障害について1回の手術に限ります。また、同一の事故による身体障害について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。 (注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。
<b>通院補償保険金</b> (通院補償保険金支払特約)	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、通院した場合 <b>(注) 実際に通院した日数が補償対象となります。</b>	補償対象者1名につき、【通院補償保険金支払限度日額】×【実際に通院した日数】を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 「実際に通院した日数」は、90日を限度とし、オンライン診療による診察を含みます。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、「実際に通院した日数」に含めません。 (注2) 入院補償保険金をお支払いする期間中に通院した場合は、「実際に通院した日数」に含めません。 (注3) 通院中にさらに通院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、通院補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。 (注5) 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数、就業不能期間の日数の認定にあたっては、身体障害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
<b>労災認定身体障害追加補償特約</b>	労災保険法等の給付が決定された場合に限り、業務災害補償保険普通保険約款で保険金支払の対象とならない事由として定める自殺行為、脳疾患、疾病 <sup>(※1)</sup> または心神喪失等による補償対象者本人が被った身体障害 <sup>(※2)</sup> によって生じた損害に対して、次の①～⑧の特約をセットしているときに、保険金をお支払いする特約です。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約 (※1) 職業性疾病を除きます。 (※2) 傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等 <sup>(※3)</sup> をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 (※3) 労災保険法等によって給付が決定した脳疾患、心疾患その他の疾病等をいい、傷害および業務に起因して発生した症状を除きます。 なお、労災保険法等によって発病の日と認定された日を事故の発生の日とします。	それぞれの補償保険金の額に従います。

**基本の補償（２）【使用者賠償責任補償特約、メンタルヘルス対策費用特約、雇用慣行賠償責任補償特約】**

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額				
<p>使用者賠償責任補償特約</p>	<p><b>【使用者賠償保険金】</b>                      補償対象者が、保険期間中に業務に従事している間に身体の障害<sup>(＊1)</sup>を被ったことにより、被保険者<sup>(＊2)</sup>が法律上の損害賠償責任を負担した場合で、損害賠償責任額が次の①～③までの金額の合計額を超えたとき</p> <p>①労災保険法等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。）</p> <p>②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額</p> <p>③次のいずれかの金額</p> <p>（ア）被保険者<sup>(＊2)</sup>が災害補償規定等を定めている場合は、被保険者<sup>(＊2)</sup>がその規定に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額</p> <p>（イ）被保険者<sup>(＊2)</sup>が災害補償規定等を定めていない場合は、この特約がセットされた保険契約の保険金<sup>(＊6)</sup>の支払いによって法律上の損害賠償責任を免れる金額</p> <p>（＊1）傷害または疾病（風土病および職業性疾病を除きます。）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。</p> <p>（＊2）被保険者は下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="368 1093 930 1350"> <tr> <td data-bbox="368 1093 571 1218">右記以外の場合</td> <td data-bbox="571 1093 930 1218">記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人<sup>(＊3)</sup>の役員等または使用人が補償対象者である場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1218 571 1350">(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の役員等<sup>(＊4)</sup></td> <td data-bbox="571 1218 930 1350">(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の役員等<sup>(＊4)</sup> (c) 記名被保険者の下請負人<sup>(＊3)</sup><sup>(＊5)</sup> (d) 上記(c)の役員等<sup>(＊5)</sup></td> </tr> </table> <p>（＊3）建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。</p> <p>（＊4）記名被保険者の業務遂行に起因して損害を被る場合に限りします。</p> <p>（＊5）記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限りします。</p> <p>（＊6）同一の被保険者について補償対象者への法定外補償として保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約が締結されている場合は、その保険契約または共済契約により支払われる保険金または共済金を含みます。</p>	右記以外の場合	記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人 <sup>(＊3)</sup> の役員等または使用人が補償対象者である場合	(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の役員等 <sup>(＊4)</sup>	(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の役員等 <sup>(＊4)</sup> (c) 記名被保険者の下請負人 <sup>(＊3)</sup> <sup>(＊5)</sup> (d) 上記(c)の役員等 <sup>(＊5)</sup>	<p>補償対象者1名および1回の災害<sup>(＊)</sup>につき、【損害賠償責任額】－【左記「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額を限度とします。</p> <p>（＊）発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務に従事している間に被った身体の障害をいいます。</p>
右記以外の場合	記名被保険者が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人 <sup>(＊3)</sup> の役員等または使用人が補償対象者である場合					
(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の役員等 <sup>(＊4)</sup>	(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の役員等 <sup>(＊4)</sup> (c) 記名被保険者の下請負人 <sup>(＊3)</sup> <sup>(＊5)</sup> (d) 上記(c)の役員等 <sup>(＊5)</sup>					
<p>使用者賠償責任補償特約</p>	<p><b>【使用者費用保険金】</b>                      補償対象者が、保険期間中に業務に従事している間に身体の障害<sup>(＊1)</sup>を被ったことにより、被保険者<sup>(＊2)</sup>が法律上の損害賠償責任の解決のために、訴訟費用<sup>(＊3)</sup>、弁護士報酬<sup>(＊3)</sup>、仲裁・和解・調停費用<sup>(＊3)</sup>、示談交渉費用<sup>(＊3)</sup>、引受保険会社への協力費用または権利保全行使費用を負担した場合</p> <p>（＊1）傷害または疾病（風土病および職業性疾病を除きます。）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。</p> <p>（＊2）被保険者は上表のとおりです。</p> <p>（＊3）引受保険会社の書面による同意を得て支出したものに限りします。</p>	<p>左記「保険金をお支払いする場合」の費用の全額を保険金としてお支払いします。</p> <p>（注）訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用、示談交渉費用については、【損害賠償責任額】－【使用者賠償保険金の「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】が1回の災害<sup>(＊)</sup>に適用する支払限度額を超える場合は、保険金を削減してお支払いします。</p> <p>（＊）発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務に従事している間に被った身体の障害をいいます。</p>				

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
メンタルヘルス対策費用特約	<p>労災保険法等の給付が決定した精神障害<sup>(※1)</sup>により補償対象者が休職した場合に、その補償対象者が職場復帰するために、記名被保険者が以下のいずれかの費用を引受保険会社の書面による同意を得て支出したとき</p> <p>①精神障害<sup>(※1)</sup>により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用</p> <p>②精神障害<sup>(※1)</sup>により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に係る費用</p> <p>(※1) 総務庁告示分類項目<sup>(※2)</sup>中の分類コードが次のいずれかに該当する精神障害をいいます。</p> <p>①F04 から F09 まで②F20 から F51 まで ③F53 から F54 まで④F59 から F63 まで ⑤F68 から F69 まで⑥F99</p> <p>(※2) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版 準拠)」によります。</p>	<p>補償対象者1名および保険期間中につき100万円を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>
雇用慣行賠償責任補償特約	<p>被保険者<sup>(※1)</sup>が、日本国内において補償対象者<sup>(※3)</sup>に対して行った不当行為(差別的行為、ハラスメント、不当解雇等、人格権侵害、不当評価等、説明義務違反、報復的行為等)に起因して、補償対象者<sup>(※3)</sup>より保険期間中に被保険者<sup>(※1)</sup>に対して日本国内において損害賠償請求がなされ、法律上の損害賠償金・争訟費用・応訴費用を負担した場合</p> <p>(※1) 被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。</p> <p>①記名被保険者 ②記名被保険者のすべての役員および使用人<sup>(※2)</sup> ただし、記名被保険者の業務遂行につき行った不当行為に起因して損害を被る場合に限りません。</p> <p>(※2) 使用人とは、記名被保険者に雇用され、記名被保険者の業務に従事する方をいいます。既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。</p> <p>(※3) 補償対象者には次の方を含みます。</p> <p>①既に退職している方。ただし、初年度契約の始期日以降に補償対象者であった方に限りません。</p> <p>②子会社の構成員。ただし、その構成員の範囲は、この保険契約における記名被保険者の補償対象者の範囲と同様とします。</p>	<p>一連の損害賠償請求<sup>(※)</sup>および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(※) 損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の不当行為またはその不当行為に関連する他の不当行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。</p> <p>なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。</p>

**オプション補償(1)(全プラン共通)【フルタイム補償特約、医療費用補償保険金支払特約、入院時一時補償保険金支払特約、退院時一時補償保険金支払特約、長期療養補償保険金支払特約、休業補償保険金支払特約】**

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
フルタイム補償特約	<p>補償対象者が記名被保険者の業務に従事していない間にケガを被った場合で、次の①～⑫の特約をセットしているときに、保険金をお支払いする特約です。</p> <p>①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約</p>	それぞれの補償保険金の額に従います。

	<p>⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約</p>	
医療費用補償保険金支払特約	<p>補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、治療を受けた場合で、補償対象者が次のいずれかの費用を負担したとき。ただし、事故の発生日からその日を含めて365日以内に補償対象者が負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額に限ります。</p> <p>①治療のために病院・診療所に支払った公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代(*)およびその他補償対象者が病院・診療所に支払った費用</p> <p>②入院・転院・退院のための補償対象者に係る移送費および交通費(ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限ります。)</p> <p>③医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他の医師が必要と認めた費用</p> <p>(*) 医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。</p>	<p>1回の事故および補償対象者1名につき、医療費用補償保険金支払限度額または補償対象者が負担した費用の額のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した費用から差し引きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付</li> <li>○第三者から支払われた損害賠償金</li> <li>○補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付</li> </ul>
入院時一時補償保険金支払特約	<p>補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、入院補償保険金が支払われる場合で、かつ、2日以上入院したとき</p>	<p>1回の事故につき補償対象者1名ごとに、入院時一時補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 入院時一時補償保険金のお支払いの対象となる期間中にさらに入院時一時補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、入院時一時補償保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注2) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>
退院時一時補償保険金支払特約	<p>補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、入院補償保険金が支払われる場合で、かつ、次のいずれかに該当したとき</p> <p>①15日以上入院した後に、生存して退院した場合</p> <p>②入院日数が365日を超えた場合</p>	<p>1回の事故につき補償対象者1名ごとに、退院時一時補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 左記「保険金をお支払いする場合」の②により退院時一時補償保険金をお支払いした後、生存して退院した場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による退院時一時補償保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注2) 退院時一時補償保険金のお支払いの対象となる期間中にさらに退院時一時補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、退院時一時補償保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注3) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。</p>
長期療養補償保険金支払特約	<p>補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、次のいずれかに該当した場合</p> <p>①入院等の状態に該当した日数が60日を超えていること</p> <p>②入院等の状態に該当した日数が120日を超えていること</p>	<p>1回の事故につき補償対象者1名ごとに、それぞれ次の額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(a) 左記「保険金をお支払いする場合」①に該当した場合は長期療養補償保険金支払限度額</p> <p>(b) 左記「保険金をお支払いする場合」②に該当した場合は長期療養補償保険金支払限度額</p> <p>(注1) 入院等の状態に該当しなくなった後、その状態の原因となった身体障害によって再び入院等の状態に該当した場合は、それぞれの入院等の状態に該当した期間をあわせて単一の期間とみなし、左記「保険金をお支払いする場合」①および②の日数を数えます。</p> <p>(注2) 入院等の状態に該当している期間中にさらに入院等の状態に該当する身体障害を被った場合は、入院等の状態に該当した日数について、長期療養補償保険金を重ねてはお支払いしません。</p>

		(注3) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。
休業補償保険金支払特約  (注) 免責期間は0日、7日、14日のいずれかを、補償期間は90日、180日、365日、730日のいずれかをそれぞれご選択いただけます。	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となり、その状態が免責期間を超えて継続した場合  (注1) 【再び就業不能となった場合の取扱い】 免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過する日までに、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。(再び就業不能となった期間に対しては、新たに免責期間および補償期間を適用しません。)  (注2) 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数、就業不能期間の日数の認定にあたっては、身体障害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。	補償対象者1名につき、【休業補償保険金支払限度日額】×【就業不能期間の日数】を限度に保険金をお支払いします。  (注1) 「就業不能期間」とは、補償期間内における補償対象者の就業不能の日数をいいます。 (注2) 補償対象者の平均所得日額が休業補償保険金支払限度日額より小さい場合は、その補償対象者については上記計算式のうち、「休業補償保険金支払限度日額」を「平均所得日額」と読み替えて、保険金のお支払額を計算します。 (注3) 保険期間中かつ休業補償保険金のお支払いを受けられる期間内に、さらに休業補償保険金のお支払いを受けられる身体障害を被った場合は、上記計算式の「就業不能期間の日数」について、休業補償保険金を重ねてはお支払いしません。(後の身体障害についてはその身体障害の発生の日に就業不能となったものとみなし、新たに免責期間および補償期間を適用します。)  (注4) 損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。

**オプション補償(2) (フリープランでセット可能な特約) 【天災危険補償特約、天災危険補償支払限度額設定特約、通院補償金支払に関する特約】**

特約名称	特約の説明				
天災危険補償特約  (注) 「天災危険補償支払限度額設定特約」が自動セットされます。	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により損害が生じた場合にも、次の①～⑧の特約をセットしているときに保険金をお支払いする特約です。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約				
天災危険補償支払限度額設定特約  (注) 「天災危険補償特約」と必ずセットでお引き受けします。	天災危険補償特約で補償する保険金の支払限度額(補償対象者1名あたり、1事故・保険期間通算)を設定するための特約です。 支払限度額は以下のとおり設定されます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 事故・補償対象者1名あたり</td> <td style="width: 50%;">支払保険金(*)の合計額、または5,000万円のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>1 事故・保険期間通算(記名被保険者あたり)</td> <td>10億円</td> </tr> </table> (*) 次の①～⑧の特約の規定により算出した支払保険金をいいます。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約	1 事故・補償対象者1名あたり	支払保険金(*)の合計額、または5,000万円のいずれか低い額	1 事故・保険期間通算(記名被保険者あたり)	10億円
1 事故・補償対象者1名あたり	支払保険金(*)の合計額、または5,000万円のいずれか低い額				
1 事故・保険期間通算(記名被保険者あたり)	10億円				
通院補償金支払に関する特約	通院しない場合でも、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等の身体障害を被った所定の部位(*1)を固定するために医師の指示によりギプス等(*2)を常時装着していた日数を、通院した日数に含める特約です。 (*1) 所定の部位 1. 長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等(*2)の固定具を装着した場合に限ります。 3. 肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等(*2)の固定具を装着した場合に限ります。 (*2) ギプス等 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。				

## 用語のご説明

用語	説明
記名被保険者	加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。
業務に起因して発生した症状	補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 35 条に列挙されている疾病のうち、次の①から③までの要件をすべて満たすものをいいます。 ただし、職業性疾病等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発生の日とします。 ①偶然かつ外来の原因によるもの ②労働環境に起因するもの ③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの
業務に従事している間	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ① 補償対象者が職務等に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 ② 上記①にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等である場合には、役員等としての職務に従事している間で、かつ、次のア. からオ. までのいずれかに該当する間 ア. 被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中 イ. 被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 ウ. 被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 エ. 取引先との契約、会議などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設または業務を行う場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 オ. 補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発生した場合の職務従事中および通勤中 ③ 上記①および②にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の傭（よう）車運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間をいいます。
ケガ（傷害）	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 <sup>(*)</sup> を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を被保険者の業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限り、 ・「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 ・「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が補償対象者にとって予知できない、補償対象者の意思に基づかないこと」を意味します。 ・「外来」とは、「保険事故の原因が補償対象者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
事故	傷害についてはその原因となった事故を、業務に起因して発症した症状についてはその発症をいいます。
支払限度額	保険金をお支払いする限度額をいいます。
職業性疾病	労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病のうち、補償対象者が長時間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質もしくは状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なもの <sup>(*)</sup> をいいます。 (*) 振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症またはじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）に規定するじん肺と併したじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）第 1 条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。
職業性疾病等	職業性疾病のほか、次のいずれかに該当するものをいいます。 ①疲労の蓄積もしくは老化によるもの ②精神的ストレスを原因とするもの <sup>(*)</sup> ③かぜ症候群 (*) ストレス性胃炎等をいいます。
身体障害	傷害または業務に起因して発生した症状をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
損害	補償対象者が被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
法律上の損害賠償責任	主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
補償金	記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。
補償対象者	グッドリビング友の会 業務災害補償保険のご案内（7 ページ）をご参照ください。
労災保険法等	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）もしくは船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

## 保険金をお支払いしない主な場合

### 基本の補償（１）【死亡補償保険金・後遺障害補償保険金・入院補償保険金・手術補償保険金・通院補償保険金・労災認定身体障害追加補償特約】

保険金・特約の種類	保険金をお支払いしない主な場合		
<b>死亡補償保険金</b> <small>(死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約)</small>	<p><b>【共通事項（１）】</b></p> <p>◆次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意</p> <p>②地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（テロ行為による損害は、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。）</p> <p>④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</p> <p>⑤風土病</p> <p>⑥職業性疾病等</p> <p>⑦補償対象者が頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑧補償対象者の入浴中の溺水（水を吸引したことによる窒息をいいます。）（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき事故によって生じた場合には、保険金をお支払いします。）</p> <p>⑨原因がいかなるときでも、補償対象者の誤嚥（えん）（食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること）をいいます。）によって生じた肺炎</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p><b>【共通事項（２）】</b></p> <p>◆次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①補償対象者の故意または重大な過失</p> <p>②補償対象者の自殺行為</p> <p>③補償対象者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故</p> <p>④補償対象者の脳疾患、疾病（職業性疾病等は含みません。）または心神喪失（ただし、業務に起因して発生した症状の場合には、保険金をお支払いします。）</p> <p>⑤補償対象者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。）</p> <p>⑦補償対象者が乗用具（自動車または原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。）を用いて競技等をしている間</p> <p>⑧補償対象者が下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間</p> <p style="text-align: right;">等</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #fce4d6;"> <th style="text-align: center;">補償対象外となる運動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">                     山岳登はん<sup>(※1)</sup>、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機<sup>(※2)</sup> 操縦<sup>(※3)</sup>、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(※4)</sup> 搭乗、ジャイロプレーン搭乗                      その他これらに類する危険な運動                      （※1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。                      （※2）グライダーおよび飛行船を除きます。                      （※3）職務として操縦する場合を除きます。                      （※4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。                 </td> </tr> </tbody> </table>	補償対象外となる運動等	山岳登はん <sup>(※1)</sup> 、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機 <sup>(※2)</sup> 操縦 <sup>(※3)</sup> 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 <sup>(※4)</sup> 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 （※1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。 （※2）グライダーおよび飛行船を除きます。 （※3）職務として操縦する場合を除きます。 （※4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。
補償対象外となる運動等			
山岳登はん <sup>(※1)</sup> 、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機 <sup>(※2)</sup> 操縦 <sup>(※3)</sup> 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 <sup>(※4)</sup> 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 （※1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。 （※2）グライダーおよび飛行船を除きます。 （※3）職務として操縦する場合を除きます。 （※4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。			
<b>後遺障害補償保険金</b> <small>(死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約)</small>			
<b>入院補償保険金</b> <small>(入院補償保険金・手術補償保険金支払特約)</small>			
<b>手術補償保険金</b> <small>(入院補償保険金・手術補償保険金支払特約)</small>			
<b>通院補償保険金</b> <small>(通院補償保険金支払特約)</small>			
<b>労災認定身体障害追加補償特約</b>	<p>■【共通事項（１）】（15 ページ）記載の事項                      ただし、共通事項（１）⑥の「職業性疾病等」は、「職業性疾病」と読み替えます。</p> <p>■【共通事項（２）】（15 ページ）記載の事項                      ただし、共通事項（２）のうち、①、②および④については、労災保険法等の給付が決定された場合に、保険金をお支払いします。</p> <p style="text-align: right;">等</p>		

基本の補償（２）【使用者賠償責任補償特約・メンタルヘルス対策費用特約・雇用慣行賠償責任補償特約】	
保険金・特約の種類	保険金をお支払いしない主な場合
使用者賠償責任補償特約 【使用者賠償保険金】 【使用者費用保険金】	<p>◆次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体の障害については、保険金をお支払いしません。</p> <p>①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意            ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動            ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波            ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>◆次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約または災害補償規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金もしくは費用            ②被保険者が個人の場合は、その被保険者と住居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用            ③労働基準法の休業補償または船員法による傷病手当の補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金            ④労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被保険者が負担する金額</p> <p style="text-align: right;">等</p>
メンタルヘルス対策費用特約	<p>■【共通事項（１）】（15 ページ）記載の事項            ただし、共通事項（１）⑥の「職業性疾病等」は、「職業性疾病」と読み替えます。</p> <p>■【共通事項（２）】（15 ページ）記載の事項            ただし、共通事項（２）④は、「補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失（ただし、業務に起因して発生した症状および精神障害の場合には、保険金をお支払いします。）」と読み替えます。</p> <p>■労災保険法等による給付の決定がなされない場合</p> <p style="text-align: right;">等</p>
雇用慣行賠償責任補償特約	<p>◆被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>（１）実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。</p> <p>①被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求            ②被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求            ③被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求</p> <p>（２）実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。また、②の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。</p> <p>①初年度契約の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求            ②この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合<sup>（*1）</sup>に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求            ③この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求            ④直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾（じょう）に起因する損害賠償請求            ⑤直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求            ⑥身体の障害<sup>（*2）</sup></p> <p>（*1）知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。            （*2）傷害、疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡をいいます。</p> <p style="text-align: right;">等</p>

オプション補償（全プラン共通）【フルタイム補償特約、医療費用補償保険金支払特約、入院時一時補償保険金支払特約、退院時一時補償保険金支払特約、長期療養補償保険金支払特約、休業補償保険金支払特約】

保険金・特約の種類	保険金をお支払いしない主な場合
フルタイム補償特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【共通事項（１）】（１５ページ）記載の事項</li> <li>■【共通事項（２）】（１５ページ）記載の事項</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
医療費用補償保険金支払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【共通事項（１）】（１５ページ）記載の事項</li> <li>■【共通事項（２）】（１５ページ）記載の事項</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
入院時一時補償保険金支払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【共通事項（１）】（１５ページ）記載の事項</li> <li>■【共通事項（２）】（１５ページ）記載の事項</li> <li>■入院した初日に退院された場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
退院時一時補償保険金支払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【共通事項（１）】（１５ページ）記載の事項</li> <li>■【共通事項（２）】（１５ページ）記載の事項</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
長期療養補償保険金支払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【共通事項（１）】（１５ページ）記載の事項</li> <li>■【共通事項（２）】（１５ページ）記載の事項</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
休業補償保険金支払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【共通事項（１）】（１５ページ）記載の事項</li> <li>■【共通事項（２）】（１５ページ）記載の事項</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>（注１） 免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて３０日を経過した日の翌日以降に、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合は、再び就業不能となった期間について記名被保険者が支出した補償金に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>（注２） ご契約をお引受した場合でも、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時<sup>（＊）</sup>より前であるときは、保険金をお支払いしません。</p> <p>（＊） この特約をセットしたご契約を継続された場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>

## 重要事項のご説明

- この書面は、ビジネスJネクスト（業務災害補償保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特約（以下、「普通保険約款・特約」といいます。）に記載していますのでご確認ください。
- 申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

## I. ご加入前におけるご確認事項

### 1. 商品の仕組み

契約概要

業務災害補償保険普通保険約款 + 自動セット特約<sup>(注1)</sup> + 各種特約<sup>(注2)</sup>

この保険には補償範囲の異なる2つのプラン「シンプル」「標準」があり、いずれかのプランをご選択のうえ加入していただきます。それぞれのプランでお支払いする主な保険金の種類は、「2.（1）⑥お支払いの対象となる保険金の種類」をご参照ください。なお、2つのプラン以外にフリープランでのご加入も可能です。

(注1) 次の特約となります。

- ・業務災害補償保険追加特約
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

(注2) セットできる主な特約については、「2.（1）⑥お支払いの対象となる保険金の種類」「2.（2）セットできる主な特約」をご参照ください。

### 2. 引受条件等

#### (1) 補償内容

##### ① 被保険者

契約概要

補償の内容によって、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

##### ② 記名被保険者

契約概要

加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。

##### ③ 補償対象者

契約概要

グッドリビング友の会 業務災害補償保険のご案内（7ページ）をご参照ください。

##### ④ 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

グッドリビング友の会 業務災害補償保険のご案内（8～14ページ）をご参照ください。

##### ⑤ 保険金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

グッドリビング友の会 業務災害補償保険のご案内（15～17ページ）をご参照ください。

##### ⑥ お支払いの対象となる保険金の種類

契約概要

注意喚起情報

グッドリビング友の会 業務災害補償保険のご案内（8～14ページ）をご参照ください。

#### (2) セットできる主な特約

契約概要

セットできる主な特約は、グッドリビング友の会 業務災害補償保険のご案内（3～4ページ）をご参照ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

#### (3) 複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（業務災害補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や支払限度額・日額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回セットしていただく補償・特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
① 使用者賠償責任補償特約	・労働災害総合保険 使用者賠償責任条項 ・ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター（建設業用） 使用者賠償責任補償特約
② 雇用慣行賠償責任補償特約	ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター（建設業用） 雇用慣行賠償責任補償特約

#### (4) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

##### ① 保険期間

グッドリビング友の会 業務災害補償保険のご案内（6ページ）をご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

##### ② 補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は、第1回分割保険料）は、保険料の払込みが猶予される場合<sup>(注)</sup>を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

（注）保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「3.（3）保険料の払込猶予期間等の取扱い」（19ページ）をご参照ください。

### ③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

## （5）支払限度額・日額

契約概要

注意喚起情報

支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・日額につきましては、加入申込票の「支払限度額・日額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

## 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### （1）保険料の決定の仕組み

契約概要

#### ①保険料

保険料<sup>(注)</sup>は、支払限度額・日額、事業種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料<sup>(注)</sup>につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

#### ②被保険者数割引の適用

ご加入いただいた被保険者の数にしたがって、被保険者数割引を適用することができます。ただし、割引率は被保険者の数により変動します。このため、加入状況により割引率が変更となる場合があります。

### （2）保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

グッドリビング友の会 業務災害補償保険のご案内（6ページ）をご参照ください。

### （3）保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料は、グッドリビング友の会 業務災害補償保険のご案内（6ページ）記載の方法により払い込んでください。グッドリビング友の会 業務災害補償保険のご案内（6ページ）記載の方法による保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## Ⅱ. ご加入時におけるご注意事項

### 1. 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

注意喚起情報

（1）申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

（2）告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票<sup>(注)</sup>に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票<sup>(注)</sup>の記載内容を必ずご確認ください。

（注）引受保険会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

（3）この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、支払限度額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

### 2. クーリングオフ（ご加入のお申込みの撤回等）

注意喚起情報

この保険は、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

### 3. その他

#### 保険料算出のための確認資料

ご加入の際に、保険料を算出するために必要な資料<sup>(注)</sup>を引受保険会社にご提出いただきます。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

（注）引受保険会社様式による「申告書」等をいいます。

## Ⅲ. ご加入後におけるご注意事項

### 1. 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

注意喚起情報

（1）ご加入後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支

払いきれないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①加入申込票の「※印」がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ②ご加入時にご提出いただいた加入申込票等の記載内容に変更が生じる場合

(2) 次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ①加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ②上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

- (1) この保険契約から脱退（解約）する場合は、ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- (2) 脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
- (3) 始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

3. 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

4. 失効について

注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

5. 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1. 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等  
事故が起こった場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

損害の発生および拡大の防止または軽減

ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- (2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	死亡・後遺障害	入院・手術	通院
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	○	○	○
(2) 引受保険会社所定の事故状況報告書	事故状況報告書兼証明書、労働者死傷病報告(写)	○	○	○
(3) 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関の証明書、交通事故証明書等	○	○	○
(4) 補償対象者であることを確認するための書類	従業員名簿(写)、雇用契約書(写)、請負契約書(写)、発注書(写)等	○	○	○
(5) 死亡診断書または死体検案書および補償対象者の戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、補償対象者の戸籍謄本および遺族の戸籍謄本	○		
(6) 後遺障害の程度を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他後遺障害の内容・程度を示す書類等	○		
(7) 記名被保険者が支払った補償金の額を証明する書類(補償対象者に対して補償金を支払った後に保険金を請求する場合)	補償金の振込伝票(写)または補償金受領書	○	○	○
(8) 保険金を補償金に充当することについての補償対象者または、その補償対象者の遺族の承諾書(補償対象者に対して補償金を支払う前に保険金を請求する場合) <sup>(注)</sup>	保険金を補償金に充当することについての承諾書または保険金請求に関する了知確認書(「保険金の請求に関する特約」をセットした場合)	○	○	○
(9) 身体障害の程度および手術の内容を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書等		○	
(10) 入院した日数を証明する病院または	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、		○	

診療所の証明書	治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書等			
(1) 身体障害の程度を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書等			○
(1) 2) 通院した日数を証明する病院または診療所の証明書類	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書等			○
(1) 3) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	引受保険会社所定の同意書、労災保険法等の支給請求書(写)、支給決定通知書(写)等	○	○	○

(注) 「保険金の請求に関する特約」をセットしたご加入で、補償対象者またはその補償対象者の遺族の承諾を得る前に保険金を請求する場合は、「保険金請求についての確約書」をご提出いただけます。この場合、保険金をお支払いした日からその日を含めて30日以内に、補償対象者またはその補償対象者の遺族に対して補償金を支払ったことを確認できる書類をご提出いただくことが必要となります。

### (3) 保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします。<sup>(注3)</sup>

(注1) 保険金請求に必要な書類は、(2)をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

### (4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

### (5) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

### (6) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

## 2. 個人情報の取扱いについて

### 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&AD インシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

#### ○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

## 3. 契約取扱者の権限

### 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

① 申込人または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした

こと。

- ②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③申込人または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 継続契約について

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## 6. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

### この保険商品に関するお問い合わせは

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第一部第四課  
所在地：〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1（三井住友海上駿河台新館18階）  
TEL：03-3259-3090 FAX：03-3219-0807

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

三井住友海上へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料）

受付時間：平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00（年末年始は休業させていただきます。）

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

### 事故が起きた場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス 0120-258-189（無料）

三井住友海上事故受付センター

指定紛争解決機関

注意喚起情報

### 引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 0570-022-808 [ビギン (全国共通・通話料有料)]

そんぽADRセンター

- ・受付時間 [平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/)